

中小企業等復旧・復興支援事業

区分	対象者	補助対象経費	補助率	補助金額	予算額(千円)	
空き工場・空き店舗等に業再開を支援する事業	東日本大震災によって工場等が半壊以上の被害を受け、又は、福島第一原子力発電所事故の避難指示等により、県内の空き工場等を利用し、事業再開・継続する中小企業者、又は、商工会、商工会議所及び中小企業団体	①空き工場等を借り上げるための費用(土地及び建物) なお、県が借り上げる場合は賃借料を県が支払い、当該経費は中小企業者等への補助対象から除く。 ②被災した工場等から設備を移設する費用 ③利用するにあたり必要となる改装費 ④中小企業者等が設備を借り上げるための費用	東日本大震災により事業用建物が全壊、又は、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域にある中小企業者、商工会、商工会議所及び中小企業団体	補助対象経費の3/4	①～④を併せて250千円以上とし、5,000千円を上限とする。製造業である企業は500千円以上とし、25,000千円を上限額とする。 なお、①については県が借り上げた場合は、18,000千円を上限とする。	補助金 900,000 使用貸借 100,000
			東日本大震災により事業用建物が半壊した中小企業者、商工会、商工会議所及び中小企業団体	補助対象経費の1/2		
工場・店舗等再生支援事業	東日本大震災によって工場等が半壊以上の被害を受け、又は、福島第一原子力発電所事故の避難指示等により、県内で事業再開・継続するため工場等の建て替え、修繕を行う中小企業。ただし、被災時の従業員数を維持する中小企業。	東日本大震災によって被害を受けた工場等の建て替え(空き工場等購入を含む)、修繕及び設備の取得等に要する費用。(土地購入費及び造成費は除く。)	東日本大震災により事業用建物が半壊以上、又は、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域にある中小企業	補助対象経費の1/3	500千円以上とし、5,000千円を上限額とする。製造業である企業は1,000千円以上とし、30,000千円を上限額とする。	補助金 700,000
産業復興支援事業	東日本大震災によって大規模な工場が全壊、又は、福島第一原子力発電所事故の避難指示等により、県内で事業再開・継続するため、工場等の建て替え、修繕を行う企業(製造業) ただし、被災時の従業員数が100人以上の事業者であり、被災時の従業員数の8割以上の雇用を行い、建て替え等に要する費用が1.5億円以上の企業。	東日本大震災によって被害を受けた工場等の建て替え(空き工場等購入を含む)、修繕及び設備の取得等に要する費用。(土地購入費及び造成費は除く。)	東日本大震災により事業用建物が全壊、又は、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域にある企業(製造業)	補助対象経費の20%	1,000,000千円を上限額とする。	補助金 100,000